

西都市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西都市広告掲載取扱要綱（平成19年西都市告示第239号。以下「要綱」という。）に基づき、市が管理するホームページの広告掲載の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「バナー広告」とは、ホームページ内に掲載する広告で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の規格等)

第3条 バナー広告の掲載数は5枠とし、掲載位置は市が指定した位置とする。

2 バナー広告1枠の大きさは、縦50ピクセル、横150ピクセルとする。

3 バナー広告のデータ容量は、10キロバイト以内とする。

4 バナー広告のデータ形式は、GIF形式（アニメーションGIF形式を除く。）JPEG形式とする。

5 バナー広告は静止画像とし、適切な情報を補足するためのALT属性を付けるものとする。

6 バナー広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、月単位（1日から末日まで）とする。開始月は掲載決定の翌月からとし、終了月は当該年度の9月または3月とする。

(広告の内容等の変更)

第6条 市長は、広告の内容やリンク先ページの内容が法令に違反しているとき、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主（要綱第9条に規定する広告主をいう。以下同じ。）に対して広告の内容等の変更を指示することができる。

2 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載中にリンク先ページの内容等を変更する場合は、市と事前に協議しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第7条 要綱第11条ただし書きの規定により還付する広告掲載料の額は、広告掲載ができなくなった日の属する月の翌月以降にかかる納付済みの広告掲載料の金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由により市が管理するホームページの運営が一時停止した場合の広告掲載料は、還付しない。ただし、一時停止をした期間が30日を超えた場合にあつては、この限りではない。

- (1) 機器等の保守点検、修理又は改良
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生
(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月10日から施行する。